## 〇 個人情報の本人収集原則の適用除外事項

(岐阜県個人情報保護条例第6条第3項第7号)

#### ○類型化事項

・現行の2類型を次のとおり変更することは適当と認めます。

# 【変更前】

類	型	本人以外から収集する理由
資格要件の確認、	権利関係の把握、対	これらの事務に係る個人情報を他の実施機関、 <u>実施機関</u>
象者の選出等を行うに当たって、個人情		<u>以外の県の機関、国又は他の地方公共団体</u> から収集するこ
報を他の実施機関、	実施機関以外の県の	とにより、情報の客観性・正確性を確保し、事務を適正に
機関、国又は他の地	<u>方公共団体</u> から収集	実施することができ、また、住民の負担の軽減、行政サー
するとき。		ビスの向上を図ることができるため。
事業等の案内や広	報資料の送付のため	県の機関又は他の行政機関等が実施した事業の参加者等
に必要な氏名、住所等の事項のみを他の		に対して、実施機関が、関連する事業や催し物等の案内や
実施機関、実施機関	以外の県の機関、国	広報資料の送付をすることは、当該事務事業の一般への周
<u>又は他の地方公共団体</u> その他公共的な団		知という公益に資するものであるため。
体から収集するとき。		

# 【変更後】

類	型	本人以外から収集する理由
資格要件の確認、	権利関係の把握、対	これらの事務に係る個人情報を他の実施機関 <u>又は他の行</u>
象者の選出等を行うし	こ当たって、個人情	<u>政機関等</u> から収集することにより、情報の客観性・正確性
報を他の実施機関、	国、独立行政法人	を確保し、事務を適正に実施することができ、また、住民
等、他の地方公共団体	本又は地方独立行政	の負担の軽減、行政サービスの向上を図ることができるた
<u>法人</u> から収集するとき。		め。
事業等の案内や広幸	報資料の送付のため	県の機関又は他の行政機関等が実施した事業の参加者等
に必要な氏名、住所等	等の事項のみを他の	に対して、実施機関が、関連する事業や催し物等の案内や
実施機関、 <u>国、独立</u> 行	<b>亍政法人等、他の地</b>	広報資料の送付をすることは、当該事務事業の一般への周
方公共団体、地方独立	<u>立行政法人</u> その他公	知という公益に資するものであるため。
共的な団体から収集するとき。		

## 〇 個人情報取扱事務登録簿への登録の適用除外事項

(岐阜県個人情報保護条例第12条第3項第3号)

#### ○類型化事項

・現行の1類型を次のとおり変更することは適当と認めます。

## 【変更前】

類	型	登録を除外する理由
県、国 <u>又は他の地方公共団体</u> (以下「県		事務の内容は県等の職員がそれぞれの機関において知り
等」という。) の職員又は職員であった者		得るものであるので、当該事務に係る当該職員の個人情報
に係る職務の遂行に関する個人情報を取		の取扱いについても職員本人が知り得るものであることか
り扱う事務		ら、当該事務に係る登録簿を作成して一般の閲覧に供する
		意義に乏しい。

## 【変更後】

類 型	登録を除外する理由
県、国 <u>、独立行政法人等、他の地方公</u>	事務の内容は県等の職員がそれぞれの機関において知り
共団体又は地方独立行政法人 (以下「県	得るものであるので、当該事務に係る当該職員の個人情報
等」という。) の職員又は職員であったる	f の取扱いについても職員本人が知り得るものであることか
に係る職務の遂行に関する個人情報を取	ら、当該事務に係る登録簿を作成して一般の閲覧に供する
り扱う事務	意義に乏しい。